



# 埼玉県報

第718号  
令和8年(2026年)  
5月12日  
火曜日

## 目次

### 告示

- デジタル複合機プリントサービス等に係る単価契約に関する入札公告（税務課）
- 軽油引取税免税証の無効告示（税務課）
- 軽油引取税免税証の無効告示（税務課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 見沼代用水土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 嵐山南部土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請（農業ビジネス支援課）
- 池上土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 見沼代用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 川島 IC 南側地区土地地区画整理組合の設立認可（市街地整備課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

デジタル複合機プリントサービス等に係る単価契約 23,000,000枚

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和9年1月1日（金）から令和13年12月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

仕様書別紙4（複合機の設置場所及び設置台数）のとおり

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、プリントサービス1枚当たりの単価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（プリントサービス1枚当たりの単価をいう。以下同じ。）の110分の100に相当する金額（小数点以下第2位まで記載）を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

(6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

(7) 埼玉県 の 県税 に 係る 徴収 金 に 滞納 が ない こと。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 池澤、佐橋 電話048-830-2666（直通） 電子メールアドレスa2640-21@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

この公告の日から令和8年5月22日（金）午後3時までの間、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月25日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月24日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月24日（水）午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部税務課 令和8年6月25日（木）午前10時10分

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じて得た金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じて得た金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年6月4日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和8年5月14日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通) )  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of Products to Be Purchased

Price-per-unit Contract for Digital Multi-functional Printer Printing  
Services and more

(2) Deadline for Submissions

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Thursday, June 25, 2026

By Registered Mail: 5:00 pm, Wednesday, June 24, 2026

In Person : 5:00 pm, Wednesday, June 24, 2026

(3) Contact Information

Taxation Digital Transformation Promotion Group, Taxation Division

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi

Saitama-ken 330-9301

Phone: 048-830-2666

E-mail: a2640-21@pref.saitama.lg.jp

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十六号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

|                           |            |    |    |      |
|---------------------------|------------|----|----|------|
| 免税証の種類                    | 免税証の記号及び番号 | 枚数 | 用途 | 有効期間 |
|                           | 03A086337  | 一  | 農業 |      |
|                           | 一<br>トリッ   |    |    |      |
|                           |            |    |    |      |
| 免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 |            |    |    |      |
| 埼玉県行田市富士見町一丁目八番一号         |            |    |    |      |
| ほくさい農業協同組合 行田燃料配送センター     |            |    |    |      |
| 免税証を交付した事務所               |            |    |    |      |
| 埼玉県自動車税事務所                |            |    |    |      |
| 亡失年月日                     |            |    |    |      |
| 令和八年三月三十一日                |            |    |    |      |

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十七号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

| 免税証の種類   | 免税証の記号及び番号 | 枚数 | 用途 | 有効期間                          |
|----------|------------|----|----|-------------------------------|
| 一<br>トリツ | 11A105912  | 一  | 農業 | 令和七年四月二十一日<br>～<br>令和八年三月三十一日 |
| 五<br>トリツ | 11B016859  | 一  | 農業 | 令和七年四月二十一日<br>～<br>令和八年三月三十一日 |

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称  
埼玉県加須市浜町四番三十七号  
ほくさい農業協同組合 加須燃料配送センター

免税証を交付した事務所  
埼玉県春日部県税事務所

亡失年月日  
令和八年三月十二日

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十八号

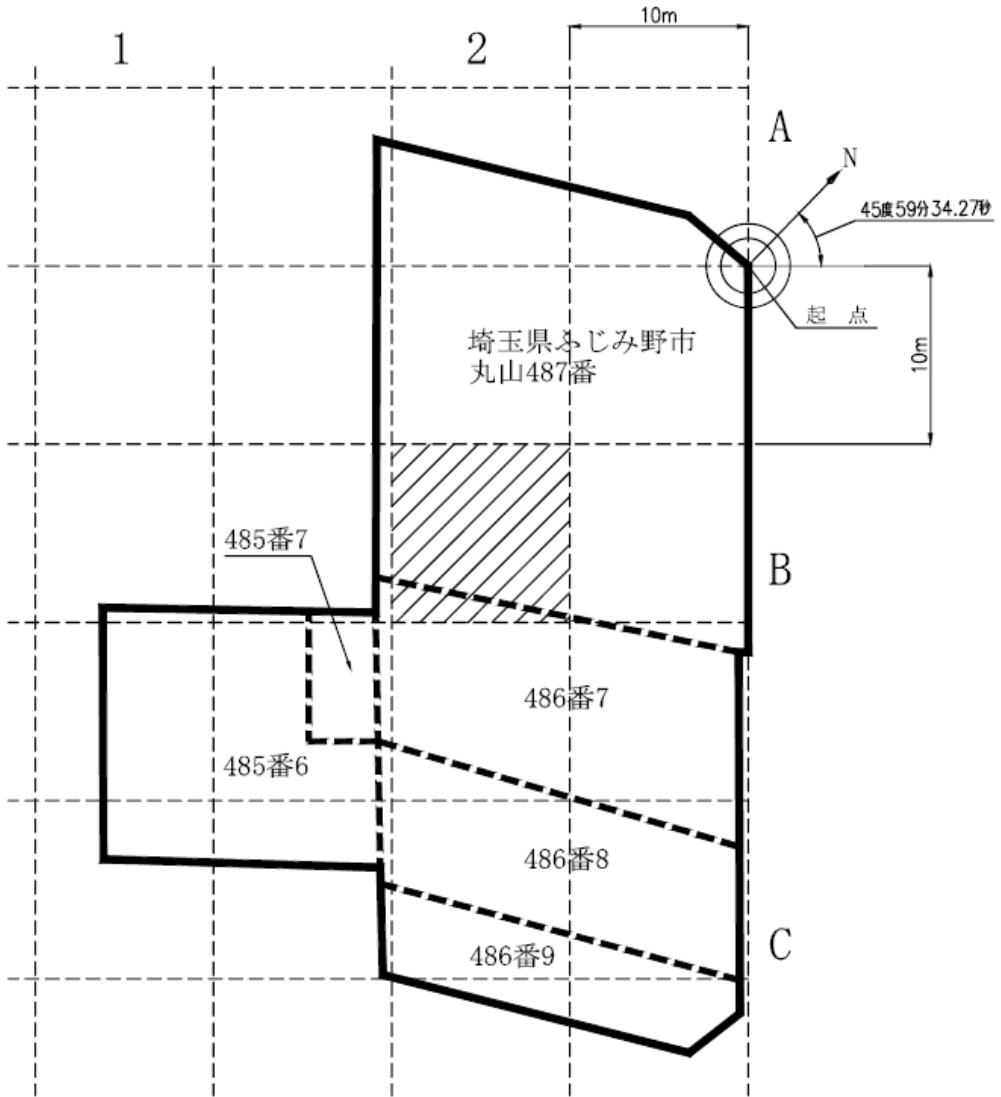
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年五月十二日





埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市丸山四百八十六番七の一部及び四百八十七番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物

別 図



【凡例】

-  : 形質変更時要届出区域
-  : 敷地境界
-  : 単位区画
-  : 地番境界

【起点】

起点は、埼玉県ふじみ野市丸山487番の最北端とする。

【格子の回転角度(45度59分34.27秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、見沼代用水土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

| 職名 | 氏名    | 住所              |
|----|-------|-----------------|
| 理事 | 梅田 修一 | 埼玉県久喜市中妻二百五十七番地 |

# 告示

## 埼玉県告示第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、嵐山南部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

| 職名 | 氏名    | 住所                    |
|----|-------|-----------------------|
| 理事 | 吉野 洋子 | 埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形二千七百十二番地 |

|   |      |                  |
|---|------|------------------|
| 同 | 中嶋 博 | 同 同 同 同 二千二百七番地二 |
|---|------|------------------|

|   |       |                   |
|---|-------|-------------------|
| 同 | 中嶋 秀夫 | 同 同 同 同 二千七百七十二番地 |
|---|-------|-------------------|

|   |       |                  |
|---|-------|------------------|
| 同 | 野村 武司 | 同 同 同 同 千九百三十九番地 |
|---|-------|------------------|

|   |      |                  |
|---|------|------------------|
| 同 | 杉田 優 | 同 同 同 同 二千八十一番地一 |
|---|------|------------------|

|   |       |                 |
|---|-------|-----------------|
| 同 | 小林 幸雄 | 同 同 同 同 千七百十五番地 |
|---|-------|-----------------|

|   |      |                 |
|---|------|-----------------|
| 同 | 長島 登 | 同 同 同 同 千二百六十番地 |
|---|------|-----------------|

|   |      |                 |
|---|------|-----------------|
| 同 | 長島 功 | 同 同 同 同 千二百三十番地 |
|---|------|-----------------|

|   |      |                |
|---|------|----------------|
| 同 | 長嶋 穂 | 同 同 同 同 千八百十番地 |
|---|------|----------------|

|   |       |                    |
|---|-------|--------------------|
| 同 | 大澤 國夫 | 同 同 同 同 大蔵五百六十一番地一 |
|---|-------|--------------------|

|   |       |                |
|---|-------|----------------|
| 同 | 山下 二男 | 同 同 同 同 九百九十番地 |
|---|-------|----------------|

|   |       |                 |
|---|-------|-----------------|
| 同 | 富岡 茂雄 | 同 同 同 同 五百九十四番地 |
|---|-------|-----------------|

|   |       |                 |
|---|-------|-----------------|
| 同 | 山下 忠夫 | 同 同 同 同 八百四十五番地 |
|---|-------|-----------------|

|   |       |                 |
|---|-------|-----------------|
| 同 | 富岡 文雄 | 同 同 同 同 三百十八番地一 |
|---|-------|-----------------|

|   |       |                       |
|---|-------|-----------------------|
| 同 | 田中 千博 | 同 同 同 同 ときがわ町玉川五百四十番地 |
|---|-------|-----------------------|

|   |       |                          |
|---|-------|--------------------------|
| 同 | 山口 英夫 | 同 同 同 同 嵐山町大字鎌形二千四百八十一番地 |
|---|-------|--------------------------|

|   |       |                    |
|---|-------|--------------------|
| 同 | 野村 純子 | 同 同 同 同 大蔵六百四十二番地二 |
|---|-------|--------------------|

|   |      |                   |
|---|------|-------------------|
| 同 | 久保 均 | 同 同 同 同 越畑五百六十一番地 |
|---|------|-------------------|

|   |        |                                |
|---|--------|--------------------------------|
| 同 | 杉田 幸一郎 | 同 同 同 同 埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形二千六百二十七番地 |
|---|--------|--------------------------------|

|   |    |    |
|---|----|----|
| 同 | 職名 | 住所 |
|---|----|----|

|   |    |    |
|---|----|----|
| 同 | 退任 | 住所 |
|---|----|----|

|   |    |    |
|---|----|----|
| 同 | 職名 | 住所 |
|---|----|----|

|   |    |    |
|---|----|----|
| 同 | 理事 | 住所 |
|---|----|----|



# 告示

## 埼玉県告示第三百四十一号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番                 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|------------------------|----|------------|
| 埼玉県羽生市大字弥勒字谷ヶ浦千九百四十九番一 | 田  | 三七六・〇〇     |
| 埼玉県加須市平永字新栄千三十番二       | 田  | 七一〇・〇〇     |
| 埼玉県加須市中種足字三番三百九十二番     | 田  | 一八四五・〇〇    |
| 埼玉県加須市中種足字三千九百五番       | 田  | 八六七・〇〇     |
| 埼玉県加須市新川通字下分八百六十八番一    | 田  | 九六四・〇〇     |
| 埼玉県加須市新川通字下分九百十八番一     | 田  | 九九〇・〇〇     |
| 埼玉県加須市新川通字下分九百三十二番一    | 田  | 一、〇九二・〇〇   |
| 埼玉県加須市新川通字長沼九百七十九番一    | 田  | 四八七・〇〇     |
| 埼玉県加須市外記新田字横川七十二番一     | 畑  | 三八四・〇〇     |
| 埼玉県熊谷市妻沼字東荒井前九百三十四番    | 畑  | 三二五・〇〇     |

|                        |   |          |
|------------------------|---|----------|
| 埼玉県行田市大字須加字雷電二百四十二番二   | 田 | 一，五〇〇・〇〇 |
| 埼玉県行田市大字須加字猿場六百二十四番一   | 田 | 二，一二八・〇〇 |
| 埼玉県東松山市大字上野本字東原九百八十三番一 | 田 | 一・二一・〇〇  |

二 申請に係る農地の利用の現況

農地法第三十三条第一項第一号に該当。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 所在及び地番                 | 利用権の始期    | 存続期間   | 借賃に相当する補償金の額 |
|------------------------|-----------|--------|--------------|
| 埼玉県羽生市大字弥勒字谷ヶ浦千九百四十九番一 | 令和八年十月一日  | 十六年六箇月 | 〇円           |
| 埼玉県加須市平永字新栄千三十番二       | 令和八年十一月一日 | 十年     | 〇円           |
| 埼玉県加須市中種足字三番三百九十二番     | 令和八年十月一日  | 十年     | 十一万三千五百二十円   |
| 埼玉県加須市中種足三千九百五番        | 令和九年一月一日  | 十年     | 四万七千三百七十円    |
| 埼玉県加須市新川通字下分八百六十八番一    | 令和八年十月一日  | 十年     | 〇円           |
| 埼玉県加須市新川通字下分九百十八番一     | 令和八年十月一日  | 十年     | 〇円           |
| 埼玉県加須市新川通字下分九百三十二番一    | 令和八年十月一日  | 十年     | 〇円           |

|                                    |              |           |          |
|------------------------------------|--------------|-----------|----------|
| 埼玉県加須市新<br>川通字長沼九百<br>七十九番一        | 令和八年十月一<br>日 | 十年        | 〇円       |
| 埼玉県加須市外<br>記新田字横川七<br>十二番一         | 令和八年十月一<br>日 | 十年        | 〇円       |
| 埼玉県熊谷市妻<br>沼字東荒井前九<br>百三十四番        | 令和八年十月一<br>日 | 十年        | 〇円       |
| 埼玉県行田市大<br>字須加字雷電二<br>百四十二番一       | 令和八年十月一<br>日 | 十年        | 十三万七千九十円 |
| 埼玉県行田市大<br>字須加字猿場六<br>百二十四番一       | 令和八年十月一<br>日 | 十年        | 十三万七千九十円 |
| 埼玉県東松山市<br>大字上野本字東<br>原九百八十三番<br>一 | 令和八年十月一<br>日 | 五年六箇<br>月 | 〇円       |

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

イ 提出期限

令和八年五月二十六日

ロ 提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

ハ 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和八年五月一日認可した。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

池上土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県熊谷市

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和八年五月八日認可した。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 名称

見沼代用水土地改良区

### 二 事務所所在地

埼玉県久喜市

## 告示

### 埼玉県告示第三百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十四条第一項の規定により土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により公告する。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

川島インターチェンジ南側地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和八年五月十二日から令和十二年九月三十日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字宮前、字五反田、字後野、字天神、字壁ヶ谷戸の各一部。大字平沼字西及び字本村前の各一部。大字中山字蛭田の一部。大字飯島字榎戸の一部。

四 事務所所在地

埼玉県比企郡川島町大字上伊草五百三十九番地十九

五 設立認可の年月日

令和八年五月十二日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

組合事務所の掲示場及び川島町役場に掲示して行う。

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年五月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

#### 一 許可番号

令和七年十月二十七日

指令川建セ第〇七〇〇九〇号

#### 二 検査済証番号

令和八年五月八日

川建セ第〇八〇〇四号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字中里二千百四十二番六

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市上恩田四百八番地一 イリーデ・ソレイユA二〇三

福田 博美

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年五月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

#### 一 許可番号

令和七年八月十四日

指令川建セ第〇七〇〇六〇号

#### 二 検査済証番号

令和八年五月八日

川建セ第〇八〇〇二号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字鳩山下二千十二番三、二千十二番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井二千十二番地三

小峰 涼壱